

今後の受動喫煙対策の考え方について

1 趣旨

本区では、受動喫煙対策の推進に当たって、令和2年4月1日の改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）を改定し、区民及び職員の健康の保持・増進を図るとともに、快適な公共施設及び職場環境の形成を促進している。

また、地域の環境美化推進と歩行時の安全性の確保を図るため、路上喫煙対策を目的とした墨田区路上喫煙等禁止条例を制定するとともに、公園においても、墨田区立公園条例を改正し、原則禁煙とする対応を行ってきたところである。

この間、屋内での喫煙が原則禁止となる一方で、屋外での喫煙環境が変化してきていることなどから、これらの流れを踏まえ、更なる受動喫煙対策を進めていく必要がある。

2 受動喫煙等に関する規定整備の経緯

(1) 区の規定等

ア すみだやさしいまち宣言【平成12年7月議決】

区民と協働したキャンペーン活動や清掃活動を実施、地域環境美化を促進した。

イ 受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針(ガイドライン)策定【平成15年4月実施】

健康増進法により、施設内での受動喫煙防止対策推進に当たっての基本的な考え方を示した。

ウ 墨田区路上喫煙等禁止条例の制定【平成18年4月施行】

路上喫煙禁止推進地区を指定（両国駅周辺地区、錦糸町駅周辺地区、曳舟駅周辺地区、押上駅周辺地区、吾妻橋地区）

エ 受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針(ガイドライン)改定【令和2年4月実施】

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、施設内での受動喫煙防止対策を進めるに当たり基本的な考え方を示した。

区の施設については、屋内及び屋外いずれも原則禁煙（敷地内禁煙）とした。

オ 墨田区立公園条例の改正【令和2年4月施行】

健康増進法の一部改正等を受け、公園内を原則禁煙とした。

(2) 国及び東京都の規定等

ア 東京都子どもを受動喫煙から守る条例の制定【平成30年4月施行】

都民は子どもと同室の空間等で喫煙しないように努力義務が課された。

イ 健康増進法の一部改正【令和2年4月全面施行】

国及び地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発や必要な環境整備等の措置を総合的かつ効果的に推進するよう努力義務が課された。

ウ 東京都受動喫煙防止条例の制定【令和2年4月全面施行】

特に健康の影響を受けやすい20歳未満の子どもや、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を受動喫煙から守る観点で、都の独自ルールを定めた。

3 現在の主な取組

(1) 保健衛生担当

- ア 受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）の策定
- イ 飲食店等への受動喫煙対策の普及啓発
- ウ 喫煙可能室設置施設の届出受理
- エ 一般向けの普及啓発

(2) 地域力支援部

- ア 喫煙所の整備及び改修
- イ 啓発物資の作成
- ウ 職員クリーンアップキャンペーンの実施
- エ 路上喫煙禁止啓発パトロール及び定点観測の実施
- オ 路上ブロック埋込、路上ペイント及び路上喫煙禁止看板の設置

(3) 都市整備部

区立公園は原則禁煙とし、1万㎡以上の大規模公園かつイベント等での利用者が多い公園（錦糸公園及び隅田公園）に、喫煙所を設置している。

4 今後の受動喫煙対策の考え方

- (1) 健康への悪影響を未然に防止するため、引き続き、受動喫煙をなくす取組を推進する。
- (2) 路上喫煙禁止推進地区を中心に、乗降客の多い駅周辺や、イベント等の開催により人が多く集まる大規模公園等において、より一層分煙環境を確保するため、喫煙所の設置を検討する。
- (3) 喫煙所の設置に当たっては、密閉型（コンテナ型）を含めて検討する。
- (4) 民間事業者が新たに喫煙所を設置する場合の、区の助成制度の構築を検討する。

5 喫煙所設置に向けた主な課題

- (1) 受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）の改定
- (2) 喫煙所設置場所等の検討
- (3) 鉄道事業者や民間事業者との協議、整備誘致、助成制度の構築等
- (4) 近隣住民等への説明